

アンケートの内容

- 調査名称：「成年後見制度意識調査のお願い」
- 実施期間：令和4年10月21日から11月7日まで
- 担当部署：保健福祉課
- 対象者：村内在住の65歳以上の方
- 回答者数：回答率1,255人（65.2%）

●成年後見制度に関するご相談・お問い合わせ先

泉崎村成年後見支援センター（保健福祉総合センター内） 電話0248-54-1600

～あなた自身や身近な方に関するについてお聞きします。～

【問1】日頃なんとかしなければならないと思っていること、心配なことがありますか。

あてはまるものを全てチェック☑してください。

項 目	回答者数	比率	グラフ
1 預貯金の管理	131	7.0	
2 金融機関での手続き	115	6.1	
3 不動産の管理、処分	232	12.4	
4 福祉サービスを利用する際の契約や入院する時などに頼る人がいない	114	6.1	
5 悪徳商法による詐欺被害	82	4.4	
6 親亡き後に遺される子の生活	123	6.6	
7 葬儀に関することや死後に発生する役所や金融機関などへの事務手続き	214	11.4	
8 相続手続き	175	9.4	
9 訴訟手続き	24	1.3	
10 この中にはない→問4へ	660	35.3	

N = 1,870

【問2】問1で1～9と回答された方にお聞きします。誰に相談しますか。

あてはまるものを全てチェック☑してください。

項 目	回答者数	比率	グラフ
1 親族・知人	365	45.8	
2 民生委員	30	3.8	
3 泉崎村地域包括支援センター	95	11.9	
4 社会福祉協議会	84	10.5	
5 ケアマネージャー・相談員	79	9.9	
6 弁護士・司法書士・行政書士	89	11.2	
7 その他（ ）	4	0.5	
8 相談できる人がいない→問3へ	51	6.4	
その他の回答			
住職、今まで勤務していた職場、子供たちと話し合いをしておく、家族たちに			

N = 797

※問2「8 相談できる人がいない」と答えた方にお聞きします。

【問3】それはなぜですか。あてはまるものを全てチェック☑してください。

項目	回答者数	比率	グラフ
1 身近に相談できる人がいない	42	22.4	
2 相談先がわからない	40	21.4	
3 相談にお金がかかりそう	23	12.3	
4 窓口までの交通手段がない	13	7.0	
5 身体的・精神的な問題があって相談窓口等にいけない	8	4.3	
6 人に話しにくい内容である	30	16.0	
7 個人情報の観点で問題がある	14	7.5	
8 問題を抱えている人が支援を拒否している	6	3.2	
9 過去に相談したが解決しなかった	11	5.9	
10 その他 ()	0	0.0	

N = 187

【問4】あなたは、「成年後見制度」を知っていましたか。

※成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない方（本人）の財産管理や、施設入所・入院の契約手続きなどを後見人が法律的に支援する制度です。本人の権利を守る後見人は、家庭裁判所に本人又は親族が申立てを行うことにより選任されます。あてはまるものいずれか1つに○をしてください。

項目	回答者数	比率	グラフ
1 制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた	246	20.8	
2 制度の名称は知ってたが、制度内容は知らなかった	461	39.1	
3 全く知らなかった	473	40.1	

N = 1,180

【問5】あなたは、将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。あてはまるものいずれか1つに○をしてください。

項目	回答者数	比率	グラフ
1 利用したいと思う	348	28.9	
2 利用したいとは思わない	290	24.1	
3 わからない	565	47.0	

N = 1,203

※問5で「1利用したいと思う」と答えた方にお聞きします。

【問6】あなたは、誰に後見人となって、支援してほしいですか。

あてはまるものにいずれか1つに○をしてください。

項目	回答者数	比率	グラフ
1 配偶者や子どもなどの親族	393	74.8	
2 友人・知人	5	1.0	
3 弁護士・司法書士・行政書士などの専門職	35	6.7	
4 社会福祉法人などの団体	28	5.3	
5 誰でもかまわない	9	1.7	
6 わからない	55	10.5	

N = 525

※問5「1 使用したいと思う」と答えた方にお聞きします。

【問7】成年後見制度を利用するとなった場合、不安なこと・気になることがありますか。

あてはまるものを全てチェック☑してください。

項 目	回答者数	比率	グラフ
1 制度の内容や利用方法がよくわからない	216	23.6	
2 制度を利用するための手続きが複雑そうである	166	18.1	
3 他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある	83	9.1	
4 利用するための費用（経済的負担）がかかる	103	11.2	
5 制度自体に良いイメージがない	19	2.1	
6 必要性がわからない	27	3.0	
7 どこに相談していいのかわからない	84	9.2	
8 利用するタイミングがわからない	101	11.0	
9 裁判所へ行くことに躊躇してしまう	42	4.6	
10 その他（ ）	0	0.0	
11 特になく、信頼できる制度だと思う	74	8.1	

N = 915

※問5「2 使用したいとは思わない」または「3 わからない」と答えた方にお聞きします。

【問8】あなたが、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてしてください。

項 目	回答者数	比率	グラフ
1 制度の内容や利用方法がよくわからない	300	22.6	
2 制度を利用するための手続きが複雑そうである	184	13.8	
3 他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある	223	16.8	
4 利用するための費用（経済的負担）がかかる	112	8.4	
5 制度自体に良いイメージがない	71	5.3	
6 必要性がわからない	143	10.8	
7 その他（ ）	59	4.4	
8 特に理由はない	238	17.9	

その他の回答

子供に任せる、一人になれば考える、その時にならないとわからない、相談できる身内がいるため、その時にならないとわからない、能力不十分の状態でそこまで考えられるかわからない、妻子に十分話をしている、同居する家族に相談する、近所で制度を利用している家の周辺を見ると雑草だらけで管理できてない

N = 1330

【問9】あなたは、あなたの親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人となって財産管理や契約行為の支援をすることに抵抗はありますか。

あてはまるも1つに○をしてください。

項 目	回答者数	比率	グラフ
1 支援することに抵抗はない	391	34.5	
2 支援することに抵抗がある	233	20.6	
3 わからない	509	44.9	

N = 1,133

※問9で「2 支援することに抵抗がある」または「3 わからない」と答えた方にお聞きます。

【問10】あなたが、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた理由は何ですか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてしてください。

項 目		回答者数	比率	グラフ
1	制度の内容や利用方法がよくわからない	318	21.1	
2	財産管理や契約行為に手間がかかりそうだから	139	9.2	
3	財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから	256	17.0	
4	財産管理や契約行為を行うことに重い責任を感じるから	199	13.2	
5	財産管理や契約行為を行うことに不安を感じる	181	12.0	
6	自分一人で財産管理などを行うことに不安を感じるから	189	12.5	
7	その他（ ）	26	1.7	
8	特に理由はない	200	13.3	
その他の回答				
今は必要がない、家族に任せているから必要ない、考えたことがない、高齢の為できない、支援を必要としている人がいないから、負債の責任をおわなければならない？				

N = 1,508

【問11】成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

項 目		回答者数	比率	グラフ
1	制度の内容を知る機会が充実すること	521	17.1	
2	制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること	508	16.7	
3	制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること	390	12.8	
4	成年後見制度を利用するための、費用に対する助成制度などが充実すること	299	9.8	
5	財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること	341	11.2	
6	後見人と医療・介護の関係者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること	416	13.6	
7	本人の能力や生活状況を踏まえ、適切な後見人が選任されること	343	11.3	
8	その他（ ）	16	0.5	
9	わからない	214	7.0	
その他の回答				
知的障がい者でもわかるように、身近に感じられない、制度利用より近親者が信頼できる、若い人でも理解できるように、字が読めない、内容がわからない、不正行為への対策				

N = 3,048

アンケート結果から分かったこと

成年後見制度の認知度や制度利用及び利用促進に対する考えについては、問5（1・2）71.1%の方が制度利用をためられる一方で、問6（1）74.8%で制度を利用したいと思うと回答した方が配偶者や子ども親族と回答。その他の質問から得られた回答からも、親族後見人が適切なケースにおいては親族が成年後見人となり、適切な支援が随時受けられることが望ましいという方向性がみえてきました。

村では、令和4年4月1日に保健福祉総合センター内に泉崎村成年後見支援センターを開設したところですが、センターの業務内容を含め広く周知啓発していくことが急務であることがわかりました。今後は、村の成年後見制度に関する情報発信として、村広報誌への掲載や講演会の開催を通して広く周知して参ります。